

苫小牧市競争入札参加資格者指名停止等措置要領

(趣旨)

第1条 本市が発注する工事又は製造の請負、物件の購入その他の契約に係る競争入札に参加する資格を有する者（以下「資格者」という。）の指名停止については、法令等に別段の定めがあるものを除くほか、この要領に定めるところによるものとする。

(指名停止)

第2条 市長は、建設業者である資格者が別表第1又は別表第2の各号（以下「別表各号」という。）に掲げる措置要件の1に該当するときは、情状に応じて別表各号に定めるところにより期間を定め、当該資格者について指名停止を行うものとする。なお、建設業者以外の資格者については、別表各号を適宜読み替えて適用するものとする。

2 前項の規定により指名停止を行ったときは、指名権限者（指名を行う権限を有する者をいう。以下同じ。）は、契約のため指名を行うに際し、当該指名停止に係る資格者を指名してはならない。

3 第1項の規定により指名停止を行った場合において、当該指名停止に係る資格者を現に指名しているときは、指名権限者は、指名を取り消さなければならない。

(下請負人及び共同企業体に関する指名停止)

第3条 市長は、前条第1項の規定により指名停止を行う場合において、当該指名停止について責を負うべき資格者である下請負人があることが明らかになったときは、当該下請負人について、元請人の指名停止の期間の範囲内で情状に応じて期間を定め、指名停止を併せて行うものとする。

2 市長は、前条第1項の規定により共同企業体について指名停止を行うときは、当該共同企業体の資格者である構成員（明らかに当該指名停止について責を負わないと認められる者を除く。）について、当該指名停止の期間の範囲内で情状に応じて期間を定め、指名停止を行うものとする。

(指名停止の期間の特例)

第4条 資格者が1の事案により別表各号の措置要件の2以上に該当したときは、当該措置要件ごとに規定する期間の短期及び長期の最も長いものをもって、それぞれ指名停止の期間の短期及び長期とする。

2 資格者が次の各号の一に該当することとなった場合における指名停止の期間の短期は、それぞれ別表各号に定める短期の2倍（当初の指名停止の期間が1月に満たないときは、1.5倍）の期間とする。

- (1) 別表第 1 各号又は別表第 2 各号の措置要件に係る指名停止の期間の満了後 1 年を経過するまでの間（指名停止の期間中を含む。）に、それぞれ別表第 1 各号又は別表第 2 各号の措置要件に該当することとなったとき。
 - (2) 別表第 2 第 1 号から第 3 号まで又は第 4 号から第 9 号までの措置要件に係る指名停止の期間の満了後 3 年を経過するまでの間に、それぞれ別表第 2 第 1 号から第 3 号まで又は第 4 号から第 9 号までの措置要件に該当することとなったとき（前号に掲げる場合を除く。）。
- 3 市長は、資格者について情状酌量すべき特別の事由があるため、別表各号、前 2 項及び第 5 条第 1 号から第 3 号までの規定による指名停止の期間の短期未満の期間を定める必要があるときは、指名停止の期間を当該短期の 2 分の 1 の期間まで短縮することができる。
 - 4 市長は、資格者について、極めて悪質な事由があるため又は極めて重大な結果を生じさせたため、別表各号及び第 1 項の規定による長期を超える指名停止の期間を定める必要があるときは、指名停止の期間を当該長期の 2 倍まで延長することができる。
 - 5 市長は、指名停止の期間中の資格者について、情状酌量すべき特別の事由又は極めて悪質な事由が明らかとなったときは、別表各号、前各項及び第 5 条に定める期間の範囲内で指名停止の期間を変更することができる。
 - 6 市長は、指名停止の期間中の資格者が、当該事案について責を負わないことが明らかとなったと認めたときは、当該資格者について指名停止を解除するものとする。

（独占禁止法違反等の不正行為に対する指名停止の期間の特例）

第 5 条 市長は、第 2 条第 1 項の規定により指名停止を行う際に、資格者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号。以下「独占禁止法」という。）違反等の不正行為により次の各号の一に該当することとなった場合（第 4 条第 2 項の規定に該当することとなった場合を除く。）には、それぞれ当該各号に定める期間を指名停止の期間の短期とする。

- (1) 本市が談合情報を得た場合、又は本市職員が談合があると疑うに足る事実を得た場合で、資格者から当該談合を行っていないとの誓約書が提出されたにもかかわらず、当該事案について、別表第 2 第 4 号又は第 7 号に該当したとき それぞれ当該各号に定める短期の 2 倍の期間
- (2) 別表第 2 第 4 号から第 9 号までに該当する資格者（その役員又は使用人を含む。）について、独占禁止法違反に係る確定判決若しくは確定した排除命令若しくは課徴金納付命令又は公契約関係競売等妨害（刑法（明治 40 年法律第 45 号）第 96 条の 6 第 1 項に規定する罪をいう。以下同じ。）若しくは談合に係る確定判決において、当該独占禁止法違反又は公契約関係競売等妨害若しくは談合（刑法第 96 条の 6 第 2 項に規定する罪をいう。以下同じ。）の首謀者（独占禁止法第 7 条の 3 第 2 項の各号に該当する者をいう。）

であることが明らかになったとき（前号に掲げる場合を除く。） それぞれ当該各号に定める短期の2倍の期間

(3) 別表第2第4号から第6号までに該当する資格者について、独占禁止法第7条の3第1項の規定の適用があったとき（前2号に掲げる場合を除く。） それぞれ当該各号に定める短期の2倍の期間

(4) 入札談合等関与行為の排除及び防止並びに職員による入札等の公正を害すべき行為の処罰に関する法律（平成14年法律第101号）第3条第4項に基づく各省各庁の長等による調査の結果、入札談合等関与行為があり、又はあったことが明らかとなったときで、当該関与行為に関し、別表第2第4号から第6号までに該当する資格者に悪質な事由があるとき（第1号から前号までの規定に該当することとなった場合を除く。） それぞれ当該各号に定める短期に1月加算した期間

(5) 本市又は他の公共機関の職員が公契約関係競売等妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたときで、当該職員の容疑に関し、別表第2第7号から第9号までに該当する資格者に悪質な事由があるとき（第1号又は第2号の規定に該当することとなった場合を除く。） それぞれ当該各号に定める短期に1月加算した期間

（指名停止の通知）

第6条 市長は、第2条第1項若しくは第3条の規定により指名停止を行い、第4条第5項の規定により指名停止の期間を変更し、又は第4条第6項の規定により指名停止を解除したときは、当該資格者に対し遅滞なく通知するものとする。

2 市長は、前項の規定により指名停止の通知をする場合において、当該指名停止の事由が本市と締結した契約に関するものであるときは、必要に応じ改善措置の報告を徴するものとする。

（随意契約の相手方の制限）

第7条 指名権限者は、指名停止の期間中の資格者を随意契約の相手方としないものとする。ただし、やむを得ない事由があり、あらかじめ市長の承認を受けたときは、この限りではない。

（下請等の禁止）

第8条 市長は、指名停止の期間中の資格者が、本市と締結した契約に係る工事等の全部若しくは一部を下請し、又は受託することを承認しないものとする。

（指名停止に至らない事由に関する措置）

第9条 市長は、指名停止を行わない場合において、必要があると認めるときは、当該資格者に対し、書面又は口頭で警告又は注意の喚起を行うものとする。

（指名停止等の措置決定等）

第10条 第2条第1項若しくは第3条の規定による指名停止、第2条第3項の規定による指名の取消し、第4条第5項の規定による停止期間の変更又は第4条第6項の規定による指名停止の解除に係る事務は、財政部契約課において行うものとし、苫小牧市入札資格審査会（以下「審査会」という。）で審議し、市長の決定を受けるものとする。

2 前条の規定による警告又は注意の喚起は、審査会で審議し、会長である主管の副市長が決定するものとする。

3 財政部契約課長は、第1項の規定による決定があったときは、遅滞なく当該決定に係る次の各号に掲げる事項を公表するものとする。

(1) 商号又は名称

(2) 指名の停止その他の決定の内容

(3) 指名の停止若しくは取消しの期間又は指名停止期間を変更した場合の変更後の期間

(4) 決定の理由

4 前項の規定による公表は、公表した日の翌日から起算して1年間が経過する日まで契約課において閲覧に供するものとする。

（その他）

第11条 この要領の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

1 この要領は、平成16年12月10日から適用する。

2 苫小牧市競争入札参加者指名停止等措置要領（平成5年4月1日施行）は、廃止する。

附 則

この要領は、平成18年7月6日から適用する。

附 則

この要領は、平成25年1月21日から適用する。

附 則

この要領は、平成26年7月18日から適用する。

附 則

この要領は、平成27年4月1日から適用する。

附 則

この要領は、平成29年4月1日から適用する。

附 則

この要領は、令和3年3月23日から適用する。

附 則

この要領は、令和7年6月1日から適用する。

別表第1 本市内において生じた事故等に基づく措置基準

措 置 要 件	期 間
(虚偽記載) 1 本市の発注する工事の請負契約に係る入札参加資格審査申請書、入札参加資格審査資料その他の入札前の調査資料に虚偽の記載をし、工事の請負契約の相手方として不適当と認められるとき。 (過失による粗雑工事) 2 本市と締結した請負契約に係る工事（以下の表において「本市発注工事」という。）の施工に当たり、過失により工事を粗雑にしたと認められるとき（瑕疵が軽微であると認められるときを除く。）。 3 本市内における工事で前号に掲げるもの以外のもの（以下この表において「一般工事」という。）の施工に当たり、過失により工事を粗雑にした場合において、瑕疵が重大であると認められるとき。 (契約違反等) 4 第2号に掲げる場合のほか、本市発注工事の施工に当たり契約に違反し、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき。 (公衆損害事故) 5 本市発注工事の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、公衆に死亡者若しくは負傷者を生じさせ、又は損害（軽微なものを除く。）を与えたと認められるとき。 6 一般工事の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、公衆に死亡者若しくは負傷者を生じさせ、又は損害を与えた場合において、当該事故が重大であると認められるとき。 (工事関係者事故) 7 本市発注工事の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、工事関係者に死亡者又は負傷者を生じさせたと認められるとき。 8 一般工事の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、工事関係者に死亡者又は負傷者を生じさせた場合において、当該事故が重大であると認められるとき。	当該認定をした日から1月以上6月以内 当該認定をした日から1月以上6月以内 当該認定をした日から1月以上3月以内 当該認定をした日から2週間以上4月以内 当該認定をした日から1月以上6月以内 当該認定をした日から1月以上3月以内 当該認定をした日から2週間以上4月以内 当該認定をした日から2週間以上2月以内

別表第2 贈賄及び不正行為等に基づく措置基準

(贈賄) 1 次の(1)、(2)又は(3)に掲げる者が、本市の職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。 (1) 代表役員等（資格者である個人又は資格者である法人の代表権を有する役員（代表権を有すると認めるべき肩書きを付した役員を含む。）をいう。以下同じ。） (2) 一般役員等（資格者の役員（執行役員を含む。）又はその支店若しくは営業所（常時工事の請負契約を締結する事務所をいう。）を代表するもので(1)に掲げる者以外のものをいう。以下同じ。） (3) 資格者の使用人で(2)に掲げる者以外のもの（以下「使用人」という。） 2 次の(1)、(2)又は(3)に掲げる者が、北海道内の他の公共機関の職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。 (1) 代表役員等 (2) 一般役員等 (3) 使用人 3 次の(1)又は(2)に掲げる者が、北海道外の他の公共機関の職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。 (1) 代表役員等 (2) 一般役員等 (独占禁止法違反行為) 4 本市発注工事に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反し、工事の請負契約の相手方として不適当と認められるとき。 5 北海道内において独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反し、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき。 6 北海道外において独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反し、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき。 (公契約関係競売等妨害又は談合)	当該認定をした日から 4月以上12月以内 3月以上9月以内 2月以上6月以内 当該認定をした日から 4月以上12月以内 2月以上6月以内 1月以上3月以内 当該認定をした日から 3月以上9月以内 1月以上3月以内 当該認定をした日から3月以上12月以内 当該認定をした日から2月以上9月以内 当該認定をした日から1月以上9月以内
--	--

7 本市発注工事に関し、代表役員等、一般役員等又は使用人が公契約関係競売等妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。	当該認定をした日から3月以上12月以内
8 代表役員等、一般役員等又は使用人が北海道内の工事に関し、公契約関係競売等妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。	当該認定をした日から2月以上12月以内
9 代表役員等、一般役員等又は使用人が北海道外の工事に関し、公契約関係競売等妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。 (建設業法違反)	当該認定をした日から1月以上12月以内
10 本市発注工事に関し、建設業法(昭和24年法律第100号)の規定に違反し、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき。	当該認定をした日から2月以上9月以内
11 本市内における工事に関し、建設業法(昭和24年法律第100号)の規定に違反し、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき。 (不正又は不誠実)	当該認定をした日から1月以上9月以内
12 前各号に掲げる場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をし、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき。	当該認定をした日から1月以上9月以内
13 前各号に掲げる場合のほか、代表役員等が拘禁刑以上の刑に当たる犯罪の容疑により公訴を提起され、又は拘禁刑以上の刑若しくは刑法の規定による罰金刑を宣告され、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき。	当該認定をした日から1月以上9月以内